

§ V 社 会 教 育

1. 概 要

☆

敗戦後における本県の社会教育活動を反省してみると、次の4つの段階にわけられる。

発芽期 昭21～23

陶酔期 昭24～26

動揺期 昭27～29

沈滞期 昭30～32

? 昭33～

そして33年度はどうしてもいままでとは違った新しい時期に入らなければならないことを予告した。

昭和33年度は果して社会教育にとってどういう年であったろうか。

☆

昭和33年度を国との関係における行政面からだけみると、2つの大事なことがあった。

その1つは、地方交付税の積算基礎となる「基準財政需要額」の中で、国は都道府県の社会教育担当者を2名増加することを認めた。いうまでもなく都道府県の「基準財政需要額」における標準人口は170万であり、本県はナマの人口で210万、これをいろいろな方法で補正すると220万とおおざっぱにいうことができる。170万の標準人口に対する2名の増員であるから、220万の人口をもつときそれを上回することは今更申上げるまでもない。

できれば、⁽¹⁾「基準財政需要額」の中で国は最少限度どういう社会教育担当者をどのくらい必要と考えているか。そして⁽²⁾実際に本県がかかえている社会教育担当者は、国が考えているものとどのような「ひらき」をもっているか。時間をかけて明らかにしておきたい気もする。しかし、そうすることはいろいろな点であたりさわりもあるので、ここではふれないことにする。

それでは東北の近県と比較したとき、せめて指導担当のいわゆる社会教育主事および社会教育主事補はどういう状態になっているだろうか。このくらいのことははっきりさせておきたい。

32年度においては、社会教育主事と社会教育主事補の両者をあわせて調査したのであったが、社会教育主事だけに限っていても、また社会教育主事補を合わせていても、人口の遥かに少ない青森県や秋田県や山形県よりも少数である。33年度は社会教育主事だけについてみたのであるが、まず数の点からあまり弱体であるといわざるをえない。

県 名	3 2 年 度				33年度
	人 口	社会教育主事	社会教育主事補	計	社会教育主事のみ
青森	1,382,523	5	8	13	7
岩手	1,427,097	15	1	16	15
宮城	1,727,065	10	0	10	10
秋田	1,348,871	5	4	9	7
山形	1,353,649	12	15	27	12
新潟	2,473,492	17	5	22	17
茨城	2,064,037	9	0	9	9
福島	2,095,237	4	3	7	4

そこで、過ぎ去ったことはどうにもならない、というような「あきらめ」は戒めたい。むしろ、繰返し繰返し執拗に頑張るべきものと考えよう。

昭和26年8月9日の文部次官通達を思いおこしていただきたい。冒頭に申上げておいたように、この時代はGHQのお蔭で夢みるような陶酔期であった。遠い将来などをみきわめる力が不足していた。だから折角の次官通達も多くの人々の目にふれることなく、机の中にぬくめられていたきらいすらあった。

その要点だけを記しておく。

社会教育主事の給与等について (通達)

1. 社会教育主事の給与
…… (前略) 指導主事と等しく
…… (後略)
2. 社会教育主事の定数
…… (前略) 各都道府県教育委員会事務局に7名、各地方出張所に1名を考えています。(中略) ……すでに地方自治庁および地方財政委員会の諒解済みであります。

給与の点について現に指導主事と何ら差別待遇をうけていないが、数という点ではあまりにも寂しい。ここで注意していただきたいことは、地方出張所16をそのまま認めているのではなく、やはり「基準財政需要額」の中で認めている標準人口府県の7出張所とみるのが正しい。

右のような状態であるから、当然33年度は社会教育指導担当者の増員を要求した。しかし、実現はしなかった。

もう1つの大事なことというのは、すでに世間をさわがせた「社会教育法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、現に審議されつつあるということである。下記にその改正の要点のみをあげておく。

改正の要点

- ① 社会教育主事および社会教育主事補